

第 51 期平成 27 年度第 5 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

平成 27 年 12 月 09 日 (水)
高松サンポート合同庁舎 702 会議室

1 開 会

2 局長挨拶

3 議 題

(1) 平成 27 年度最低賃金の改定状況について

(2) その他

4 閉 会

第51期平成27年度第5回 香川地方最低賃金審議会

資料目次

1 香川県の最低賃金	01
2 平成27年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況	02
3 香川県最低賃金の改正決定	
(1) 香川県最低賃金（答申文・報告文）	03
(2) 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申文）	07
4 特定（産業別）最低賃金の改正決定	
(1) 最低賃金の改正決定の必要の有無について（答申文・報告文）	08
(2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（答申文・報告文）	11
(3) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（答申文・報告文）	14
(4) 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（答申文・報告文）	17
(5) 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（答申文・報告文）	20
5 平成27年度地域別最低賃金答申・決定状況（全国）	23
6 香川県最低賃金の推移	26
7 平成27年度特定（産業別）最低賃金審議・決定状況（都道府県別）	27
8 香川県の特定最低賃金の推移	33

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）の方に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	719円	平成27年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者の方には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	750円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成27年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	850円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成27年12月15日
船舶製造・修理業、 舶用機関製造業 最低賃金	860円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成27年12月16日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ 製造業、電池製造業、 その他の電気機械器具 製造業を除く)	805円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は販売の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く。)	平成27年12月15日

- 使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
- 最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 ☎087-811-8919
又は最寄りの労働基準監督署

・高松 ☎087-811-8946
・観音寺 ☎0875-25-2138

・丸亀 ☎0877-22-6244
・東かがわ ☎0879-25-3137

・坂出 ☎0877-46-3196

平成27年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 2

香川労働局

区分		開催月日と主な議題			
香川地方 最低賃金審議会		① H27年7月7日 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問	② H27年7月31日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	③ H27年8月4日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額719円 (+17円、2.42%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問	④ H27年8月20日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・H27.8.4付け答申どおり 決定することが適当との答申
	H27.4.21委員委嘱	⑤ (H27年12月9日) ・香川県及び全国の地域別 最賃、特定最賃の改定状況 報告	⑥ (H28年3月7日～11日) ・28年度特定最賃改正等の 意向確認 ・28年度審議の進め方等(案) の審議		
運営小委員会	27.7.7委員指名	① H27年7月31日 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無 審議(4業種必要性有の結論)			
公益委員会					
香川県最低賃金	H27.7.23委員委嘱	① H27年7月24日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・参考人意見聴取(意見書) ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H27年7月31日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H27年8月3日 ・金額審議	④ H27年8月4日 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 答申内容、時間額719円 (+17円、2.42%アップ) 平成27年10月1日効力発生
専門 会 員 部 門 部 会	冷冻調理食品 製造業 最低賃金	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月6日10:00 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 時間額750円 (+2円、0.27%アップ)		平成27年12月15日効力発生
	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月1日15:00 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 時間額850円 (+14円、1.67%アップ)		平成27年12月15日効力発生
	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月1日13:30 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H27年10月2日15:00 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 答申内容 時間額860円 (+16円、1.90%アップ)	平成27年12月16日効力発生
	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月7日10:00 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H27年10月13日15:00 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 答申内容 時間額805円 (+15円、1.90%アップ)	平成27年12月15日効力発生

平成 27 年 8 月 4 日

香川労働局長

藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 7 月 7 日付け香労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、平成 25 年 10 月 24 日発効の香川県最低賃金（時間額 686 円）は平成 25 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

香川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 719 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成27年10月1日

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 686円
- (3) 発 効 日 平成25年10月24日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12~19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度
平成25年度

- (3) 生活保護水準（平成25年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,520円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 686\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.835 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 99,554\text{円} \end{aligned}$$

平成 27 年 8 月 4 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県最低賃金専門部会

部会長 松浦明治

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 26 年 7 月 7 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、平成 25 年 10 月 24 日発効の香川県最低賃金（時間額 686 円）は平成 25 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

泉川 誉夫

十川 淳二

田島 規行

柴田 潤子

本田 健一

中川 武雄

松浦 明治

山 健二

福家 正一

平成 27 年 8 月 20 日

香川労働局長
藤永芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 27 年 8 月 20 日貴職から、8 月 12 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川県タクシー協同組合からの異議申出に關し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 27 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適當である。

平成 27 年 8 月 4 日

香川労働局長

藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成 27 年 7 月 31 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

平成 27 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会

委員長 松浦明治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、平成 27 年 7 月 31 日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

公益代表委員

泉州 誉夫

柴田 潤子

松浦 明治

労働者代表委員

十川 淳二

本田 健一

山 健二

使用者代表委員

田島 規行

中川 武雄

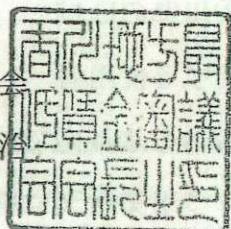
福家 正一

平成 27 年 10 月 6 日

香川労働局長
藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 750円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成27年12月15日

平成 27 年 10 月 6 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 泉川 誉夫

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 27 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

泉川 誉夫

柴田 潤子

高塚 順子

労働者代表委員

國方 利泰

林 泰宏

山 健二

使用者代表委員

大麻 素久

濱田 徹

横山 正久

平成 27 年 10 月 2 日

香川労働局長
藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1） 18歳未満又は65歳以上の者

（2） 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 850円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成27年12月15日

平成 27 年 10 月 2 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 泉川 誉夫

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 27 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定
について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

末沢 章伸

川西 英忠

泉川 誉夫

十川 淳二

近澤 亨

松浦 明治

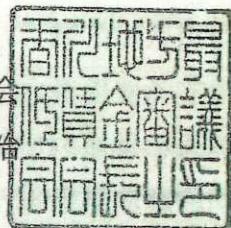
山中 功

村上 康裕

平成 27 年 10 月 15 日

香川労働局長 藤永芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 860円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定とおり

平成 27 年 10 月 15 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 松浦 明治

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 27 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

松浦 明治

鞍井 尚治

安部 忠之

柴田 潤子

濱岡 光治

香西 祐司

東 圭介

本田 健一

田島 規行

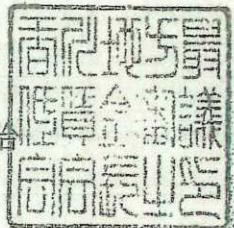
平成 27 年 10 月 13 日

香川労働局長

藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 805円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成27年12月15日

平成 27 年 10 月 13 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会
香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 27 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

泉川 誉夫

西川 啓二

木下 和洋

柴田 潤子

横内 健一

久保 仁

高塚 順子

横山 一男

福家 正一



Press Release

報道関係者 各位

平成 27 年 8 月 24 日

【照会先】

労働基準局 労働条件政策課 賃金時間室
 大臣官房参事官 松本 圭
 主任中央賃金指導官 川田代 学
 中央賃金指導官 上月 眞史
 (代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)
 (直通電話) 03(3502)6758

全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 18 円引上げの 798 円～

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、今日までに、平成 27 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を答申しました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

地方最低賃金審議会では、7 月 30 日に中央最低賃金審議会から示された「平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として調査・審議が行われました。

答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までに順次発効される予定です。

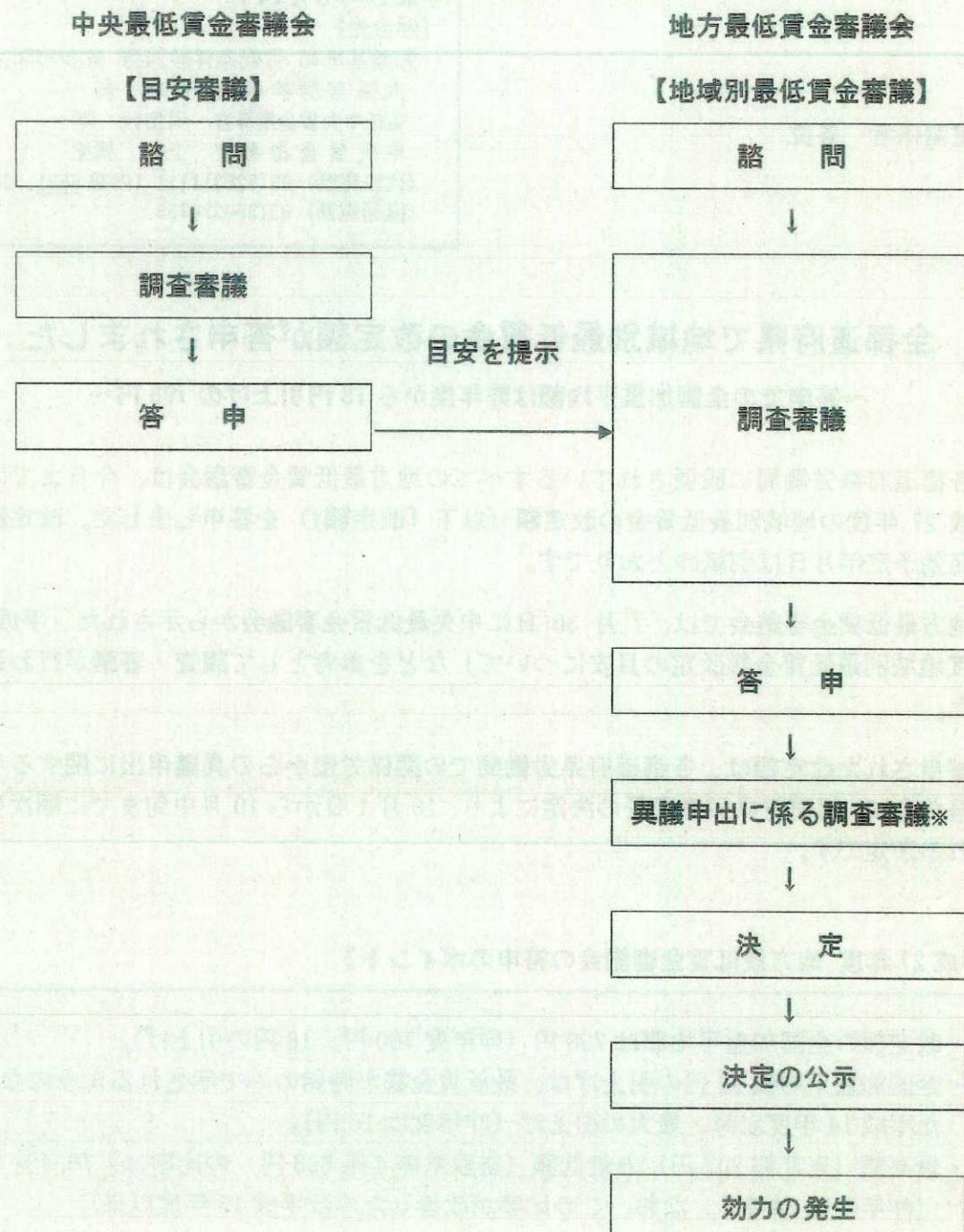
【平成 27 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は 798 円（昨年度 780 円、18 円の引上げ）。
- ・全国加重平均額 18 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、最大の引上げ（昨年度は 16 円）。
- ・最高額（東京都 907 円）と最低額（鳥取県等 4 県 693 円）の比率は、76.4%（昨年度は 76.2%。なお、この比率が改善したのは平成 15 年度以来）。

(別紙) 平成 27 年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

地域別最低賃金の改正手続の流れ



* 関係労使からの異議申出があった場合に開催

(別紙)

平成27年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効予定期月日)
北海道	764(748)	16	(平成27年10月8日)
青森	695(679)	16	(平成27年10月18日)
岩手	695(678)	17	(平成27年10月15日)
宮城	726(710)	16	(平成27年10月3日)
秋田	695(679)	16	(平成27年10月7日)
山形	696(680)	16	(平成27年10月14日)
福島	705(689)	16	(平成27年10月3日)
茨城	747(729)	18	(平成27年10月4日)
栃木	751(733)	18	(平成27年10月1日)
群馬	737(721)	16	(平成27年10月8日)
埼玉	820(802)	18	(平成27年10月1日)
千葉	817(798)	19	(平成27年10月1日)
東京	907(888)	19	(平成27年10月1日)
神奈川	905(887)	18	(平成27年10月17日)
新潟	731(715)	16	(平成27年10月3日)
富山	746(728)	18	(平成27年10月1日)
石川	735(718)	17	(平成27年10月1日)
福井	732(716)	16	(平成27年10月1日)
山梨	737(721)	16	(平成27年10月1日)
長野	746(728)	18	(平成27年10月1日)
岐阜	754(738)	16	(平成27年10月1日)
静岡	783(765)	18	(平成27年10月1日)
愛知	820(800)	20	(平成27年10月1日)
三重	771(753)	18	(平成27年10月1日)
滋賀	764(746)	18	(平成27年10月4日)
京都	807(789)	18	(平成27年10月7日)
大阪	858(838)	20	(平成27年10月1日)
兵庫	794(776)	18	(平成27年10月1日)
奈良	740(724)	16	(平成27年10月7日)
和歌山	731(715)	16	(平成27年10月2日)
鳥取	693(677)	16	(平成27年10月4日)
島根	696(679)	17	(平成27年10月4日)
岡山	735(719)	16	(平成27年10月2日)
広島	769(750)	19	(平成27年10月1日)
山口	731(715)	16	(平成27年10月1日)
徳島	695(679)	16	(平成27年10月4日)
香川	719(702)	17	(平成27年10月1日)
愛媛	696(680)	16	(平成27年10月3日)
高知	693(677)	16	(平成27年10月18日)
福岡	743(727)	16	(平成27年10月2日)
佐賀	694(678)	16	(平成27年10月4日)
長崎	694(677)	17	(平成27年10月7日)
熊本	694(677)	17	(平成27年10月17日)
大分	694(677)	17	(平成27年10月17日)
宮崎	693(677)	16	(平成27年10月15日)
鹿児島	694(678)	16	(平成27年10月8日)
沖縄	693(677)	16	(平成27年10月9日)
全国加重平均額	798(780)	18	

※1 括弧書きは、平成26年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定期月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。

香川県最低賃金の推移

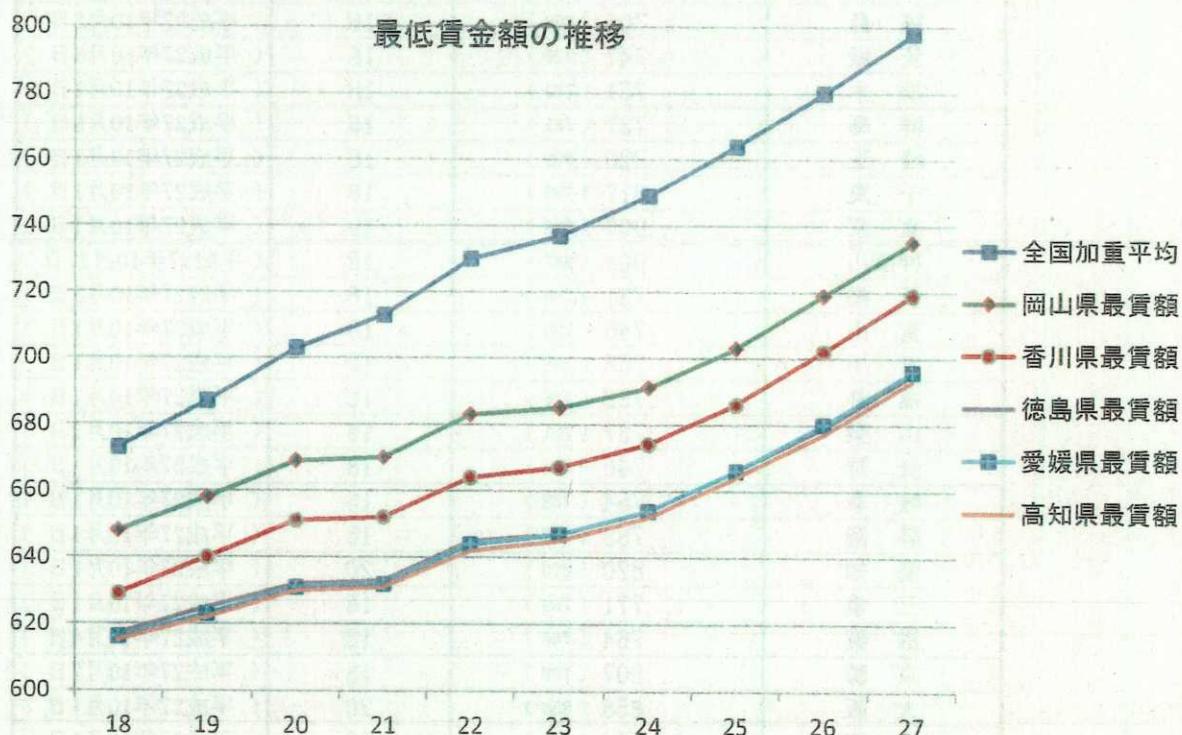
資料No.6

香川県最低賃金は時間額719円である。

四国では一番高いが、岡山県より16円低く、全国加重平均より79円低い。

平成7年度に香川県に適用される目安ランクが、DランクからCランクに位置しており、平成23年2月に示された「総合指標」によれば、全国で石川と同率21番目（Cランクの5/14番目）、最賃額は30番目（Cランクの14/14番目）となっている。

本年度は17円引き上げ、10月1日に発行した。本年度の引上げ額17円は、平成14年度の最低賃金が時給で決まるようになって最高額である。



年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
最賃額(円)	629	640	651	652	664	667	674	686	702	719
目安上積額	1	1~2	1	1	2	2	3	2	2	1
目安額(円)	3	9~10	10	0	10	1	4	10	14	16
引上額(円)	4	11	11	1	12	3	7	12	16	17
引上率(%)	0.64	1.75	1.72	0.15	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42
採決の状況	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○
発効日	10.1	10.21	10.19	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1
第1・20分位数(円)	706	707	723	708	710	720	714	729	720	735
中位数(円)	1,028	1,059	1,076	1,028	1,102	1,034	1,084	1,107	1,033	1,038
未満率(%)	0.64	0.63	1.03	0.93	0.9	0.8	1.3	0.8	0.5	0.9
影響率(%)	0.83	0.87	1.37	0.99	1.7	1.1	2	1.7	3.5	2.8
岡山県最賃額	648	658	669	670	683	685	691	703	719	735
徳島県最賃額	617	625	632	633	645	647	654	666	679	695
愛媛県最賃額	616	623	631	632	644	647	654	666	680	696
高知県最賃額	615	622	630	631	642	645	652	664	677	693
全国加重平均	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

※ 採決の状況は、○全会一致、●使反対、▲労反対

平成27年度特定(産業別)最低賃金決定状況

資料7

都道府県	業種	結審	時間額	引上額	都道府県	業種	結審	時間額	引上額
北海道	食品	10/7	813	+11	神奈川	一般機械②			
北海道	鉄鋼	10/1	876	+18	神奈川	電気機械			
北海道	電気機械	10/1	804	+10	神奈川	輸送機械			
北海道	輸送機械	10/6	810	+11	神奈川	自動車・同付属品			
青森	鉄鋼	10/20	816	+16	神奈川	自動車小売			
青森	電気機械	10/20	750	+15	神奈川	自動車小売(新車)			
青森	各種商品小売	10/20	743	+16	新潟	電気機械	10/22	838	+16
青森	自動車小売	10/20	782	+16	新潟	各種商品小売	10/16	789	+16
岩手	鉄鋼・金属製品	10/28	772	+17	新潟	自動車(新車)小売	10/22	843	+16
岩手	精密機械	10/22	758	+15	新潟	食料品小売			
岩手	電気機械	10/22	740	+12	富山	鉄鋼			
岩手	各種商品小売	10/22	752	+11	富山	非鉄金属・金属製品	10/27	781	+2
岩手	自動車小売	10/22	781	+16	富山	一般機械・輸送機械			
宮城	鉄鋼	10/14	827	+16	富山	電気機械	10/29	772	+12
宮城	電気機械	10/20	783	+14	富山	百貨店	10/20	800	+10
宮城	自動車小売	10/26	795	+17	富山	自動車小売			
秋田	非鉄金属	10/14	818	+14	石川	繊維	10/27	745	+10
秋田	電気機械	10/13	751	+13	石川	金属製品			
秋田	輸送機械	10/21	790	+14	石川	金属製品・一般機械・電気機器	10/23	849	+13
秋田	自動車小売	10/19	781	+16	石川	電気機械	10/27	795	+14
山形	一般機械	10/19	783	+15	石川	輸送機械	10/23	849	+13
山形	電気機械	10/19	767	+14	石川	百貨店	10/21	800	+10
山形	輸送機械	10/19	782	+13	福井	繊維	10/14	740	+8
山形	自動車整備	10/19	786	+14	福井	一般機械	10/23	821	+11
福島	非鉄金属	10/21	816	+14	福井	電気機械	10/23	790	+14
福島	精密機械	10/19	801	+14	福井	各種商品小売			
福島	電気機械	10/22	767	+14	福井	百貨店	10/23	791	+18
福島	輸送機械	10/28	803	+14	山梨	電気機械	10/20	834	+15
福島	自動車小売	10/20	800	+15	山梨	輸送機械	10/26	843	+15
福島	流通小売				長野	印刷製版			
茨城	鉄鋼	10/30	851	+17	長野	一般機械・輸送機械	9/25	834	+13
茨城	一般機械①				長野	精密機械・電気機械	9/29	823	+13
茨城	一般機械②(はん用)	10/30	825	+14	長野	各種商品小売	10/27	786	+13
茨城	精密機械・電気機械	10/30	821	+15	岐阜	電気機械	10/16	815	+11
茨城	電気機械				岐阜	輸送機械(自)	10/16	856	+14
茨城	各種商品小売	10/20	795	+15	岐阜	輸送機械(航)	10/15	902	+12
栃木	塗料	10/23	888	+13	静岡	製紙	10/22	786	+14
栃木	一般機械	10/26	835	+14	静岡	ゴム	10/21	833	+14
栃木	精密機械	10/21	835	+14	静岡	鉄鋼・非鉄金属	10/23	867	+15
栃木	電気機械	10/20	836	+14	静岡	一般機械・輸送機械	10/26	879	+15
栃木	輸送機械	10/29	840	+15	静岡	電気機械	10/21	851	+15
栃木	各種商品小売	10/30	800	+14	静岡	各種商品小売	10/8	823	+13
群馬	鉄鋼	10/27	841	+13	愛知	繊維			
群馬	一般機械	10/27	830	+13	愛知	鉄鋼	10/15	912	+13
群馬	電気機械	10/22	829	+14	愛知	一般機械	10/15	882	+12
群馬	輸送機械	10/27	830	+13	愛知	精密機械	10/15	841	+14
埼玉	非鉄金属	10/1	869	+15	愛知	電気機械	10/15	852	+15
埼玉	精密機械	10/1	883	+13	愛知	輸送機械	10/15	890	+13
埼玉	電気機械	10/1	874	+15	愛知	各種商品小売	10/15	823	+13
埼玉	輸送機械	10/1	883	+13	愛知	自動車(新車)部分品小売			
埼玉	各種商品小売	10/1	834	+13	愛知	自動車(新車)小売	10/15	873	+14
埼玉	自動車小売	10/1	882	+13	三重	窯業	10/22	829	+15
千葉	食品	10/2	852	+13	三重	鉄鋼			
千葉	鉄鋼	10/20	893	+13	三重	非鉄金属(電線)	10/22	848	+15
千葉	一般機械	10/20	869	+14	三重	金属製品(洋食器)	10/22	843	+14
千葉	精密機械	9/29	854	+13	三重	一般機械			
千葉	電気機械	10/20	872	+13	三重	電気機械	10/22	834	+15
千葉	各種商品小売	10/20	832	+13	三重	輸送機械	10/22	869	+15
千葉	自動車(新車)小売	10/20	865	+15	滋賀	繊維	10/27	772	+12
東京	鉄鋼				滋賀	窯業	10/27	860	+12
東京	一般機械				滋賀	鉄鋼			
東京	電気機械①(業務用)				滋賀	一般機械	10/27	860	+13
東京	電気機械②(電気機械器具)				滋賀	精密機械・電気機械	10/27	843	+13
東京	輸送機械				滋賀	輸送機械	10/27	865	+14
東京	出版				滋賀	各種商品小売	10/27	788	+13
東京	一般貨物自動車運送				京都	印刷			
東京	各種商品小売				京都	金属製品	10/27	868	+14
神奈川	塗料				京都	一般機械			
神奈川	鉄鋼				京都	電気機械	10/27	867	+14
神奈川	非鉄金属				京都	輸送機械	10/27	873	+13
神奈川	電線・ケーブル				京都	各種商品小売	10/27	818	+15
神奈川	一般機械				京都	自動車小売			

京都	自動車(新車)小売	10/27	809	+19	長崎	電気機械	11/11	748	+14
大阪	塗料	9/7	894	+14	長崎	輸送機械(船)	10/20	821	+11
大阪	鉄鋼	9/11	890	+14	熊本	電気機械	9/30	738	+13
大阪	非鉄金属	9/16	860	+20	熊本	輸送機械	10/5	787	+12
大阪	一般機械・輸送機械	9/17	877	+15	熊本	百貨店	10/14	712	+5
大阪	電気機械	9/28	860	+20	大分	鉄鋼	10/14	836	+19
大阪	輸送機械(自)	9/16	875	+15	大分	非鉄金属	10/20	825	+18
大阪	自動車小売	9/24	865	+15	大分	電気機械	10/19	749	+14
兵庫	織維	10/8	800	+23	大分	輸送機械(自・船)	10/26	798	+13
兵庫	塗料	9/29	906	+12	大分	各種商品小売	10/26	714	+10
兵庫	鉄鋼	9/15	890	+13	大分	自動車(新車)小売	10/22	762	+15
兵庫	一般機械	9/24	872	+14	宮崎	食品			
兵庫	精密機械	9/28	832	+10	宮崎	電気機械	10/26	728	+12
兵庫	電気機械	9/18	830	+9	宮崎	各種商品小売	10/23	705	+10
兵庫	輸送機械	9/17	904	+12	宮崎	自動車(新車)小売	10/8	752	+10
兵庫	各種商品小売	10/21	797	+11	鹿児島	電気機械	10/15	732	+12
兵庫	自動車小売	9/25	840	+10	鹿児島	百貨店			
奈良	一般機械	10/27	833	+13	鹿児島	自動車(新車)小売	10/9	762	+14
奈良	電気機械	10/27	827	+9	沖縄	食品(畜)			
奈良	自動車小売	10/27	830	+10	沖縄	食品(糖)	9/28	709	+9
奈良	木材				沖縄	食品(飲)			
和歌山	鉄鋼	10/30	849	+15	沖縄	新聞	9/29	783	+8
和歌山	百貨店	11/4	780	+15	沖縄	各種商品小売	10/1	702	+10
鳥取	電気機械	10/21	753	+10	沖縄	自動車(新車)小売	9/30	717	+12
鳥取	各種商品小売	10/21	710	+10					
島根	鉄鋼	9/25	813	+20					
島根	一般機械	10/15	798	+20					
島根	電気機械	10/15	735	+17					
島根	輸送機械	10/20	791	+19					
島根	百貨店	10/7	729	+25					
島根	自動車(新車)小売	10/2	768	+19					
岡山	窯業	10/5	858	+16					
岡山	鉄鋼	10/2	874	+16					
岡山	一般機械	10/19	851	+16					
岡山	電気機械	9/28	787	+16					
岡山	輸送機械(自)	10/13	839	+16					
岡山	輸送機械(船)	10/20	869	+16					
岡山	各種商品小売	10/6	794	+16					
広島	鉄鋼	10/30	882	+18					
広島	金属製品	10/30	844	+17					
広島	一般機械	10/30	852	+17					
広島	電気機械	10/30	813	+17					
広島	輸送機械(自)	10/30	833	+16					
広島	輸送機械(船)	10/30	875	+17					
広島	各種商品小売	10/30	805	+15					
広島	自動車小売	10/30	830	+17					
山口	鉄鋼・非鉄金属	10/13	867	+17					
山口	電気機械	10/14	793	+17					
山口	輸送機械	10/14	838	+16					
山口	百貨店	10/13	757	+20					
徳島	木材	9/28	810	+12					
徳島	一般機械	10/8	840	+13					
徳島	電気機械	10/19	805	+13					
香川	食品	10/6	750	+2					
香川	一般機械	10/2	850	+14					
香川	電気機械	10/13	805	+15					
香川	輸送機械(船)	10/15	860	+16					
愛媛	製紙	10/21	826	+16					
愛媛	一般機械	10/21	835	+15					
愛媛	電気機械	10/20	808	+16					
愛媛	輸送機械(船)	10/22	846	+16					
愛媛	各種商品小売	10/23	739	+14					
高知	電気機械	10/21	756	+6					
高知	一般貨物								
高知	道路貨物								
福岡	鉄鋼	10/1	881	+16					
福岡	電気機械	10/5	837	+16					
福岡	輸送機械	10/1	860	+16					
福岡	百貨店	10/6	802	+12					
福岡	自動車(新車)小売	10/1	850	+16	改正	必要性			
佐賀	陶磁器	10/27	695	+16	新設	209	有	199	
佐賀	一般機械	10/26	795	+13	廃止	6	無	4	
佐賀	電気機械	10/23	760	+14					
長崎	一般機械	10/26	813	+13	(注)申出なし、必要性なし、申出取下げ又は諮詢不適の場合は黒塗り				

平成27年度食料品製造業最低賃金の審議・決定状況

平成27年12月3日現在

業種	都道府県	前年度 決定額	改定最低賃金額			結審日
			決定額	引上額	引上率	
食品	北海道	802	813	+11	1.37%	10月7日
食品	千葉	839	852	+13	1.55%	10月2日
食品	香川	748	750	+2	0.27%	10月6日
食品	宮崎					
食品(畜)	沖縄					
食品(糖)	沖縄	700	709	+9	1.29%	9月28日
食品(飲)	沖縄					

平成27年度一般機械器具製造業最低賃金の審議・決定状況
平成27年12月3日現在

業種	都道府県	前年度 決定額	改定最低賃金額			結審日
			決定額	引上額	引上率	
一般機械	山形	768	783	+15	1.95%	10月19日
一般機械①	茨城					
一般機械②(はん用)	茨城	811	825	+14	1.73%	10月30日
一般機械	栃木	821	835	+14	1.71%	10月26日
一般機械	群馬	817	830	+13	1.59%	10月27日
一般機械	千葉	855	869	+14	1.64%	10月20日
一般機械	東京	832				
一般機械	神奈川	857				
一般機械②	神奈川					
一般機械	福井	810	821	+11	1.36%	10月23日
一般機械	愛知	870	882	+12	1.38%	10月15日
一般機械	三重					
一般機械	滋賀	847	860	+13	1.53%	10月27日
一般機械	京都					
一般機械	兵庫	858	872	+14	1.63%	9月24日
一般機械	奈良	820	833	+13	1.59%	10月27日
一般機械	島根	778	798	+20	2.57%	10月15日
一般機械	岡山	835	851	+16	1.92%	10月19日
一般機械	広島	835	852	+17	2.04%	10月30日
一般機械	徳島	827	840	+13	1.57%	10月8日
一般機械	香川	836	850	+14	1.67%	10月2日
一般機械	愛媛	820	835	+15	1.83%	10月21日
一般機械	佐賀	782	795	+13	1.66%	10月26日
一般機械	長崎	800	813	+13	1.63%	10月26日

(注)申出なし、必要性なし、申出取下げ又は諮問不適の場合は黒塗り

平成27年度船舶製造業最低賃金の審議・決定状況
平成27年12月3日現在

業種	都道府県	前年度 決定額	改定最低賃金額			結審日
			決定額	引上額	引上率	
輸送機械	北海道	799	810	+11	1.38%	10月6日
輸送機械	秋田	776	790	+14	1.80%	10月21日
輸送機械	山形	769	782	+13	1.69%	10月13日
輸送機械	福島	789	803	+14	1.77%	10月26日
輸送機械	栃木	825	840	+15	1.82%	10月29日
輸送機械	群馬	817	830	+13	1.59%	10月27日
輸送機械	埼玉	870	883	+13	1.49%	9月16日
輸送機械	東京	838				
輸送機械	神奈川					
輸送機械	石川	836	849	+13	1.56%	10月23日
輸送機械	山梨	828	843	+15	1.81%	10月26日
輸送機械	愛知	877	890	+13	1.48%	10月7日
輸送機械	三重	854	869	+15	1.76%	10月22日
輸送機械	滋賀	851	865	+14	1.65%	10月19日
輸送機械	京都	860	873	+13	1.51%	10月23日
輸送機械	兵庫	892	904	+12	1.35%	9月17日
輸送機械	島根	772	791	+19	2.46%	10月20日
輸送機械(船)	岡山	853	869	+16	1.88%	10月20日
輸送機械(船)	広島	858	875	+17	1.98%	10月26日
輸送機械	山口	822	838	+16	1.95%	10月13日
輸送機械(船)	香川	844	860	+16	1.90%	10月15日
輸送機械(船)	愛媛	830	846	+16	1.93%	10月22日
輸送機械	福岡	844	860	+16	1.90%	10月1日
輸送機械(船)	長崎	810	821	+11	1.36%	10月20日
輸送機械	熊本	775	787	12	1.55%	10月5日
輸送機械(自・船)	大分	785	798	13	1.66%	10月19日

(注)申出なし、必要性なし、申出取下げ又は諮問不適の場合は黒塗り

平成27年度電気機械器具製造業最低賃金の審議・決定状況

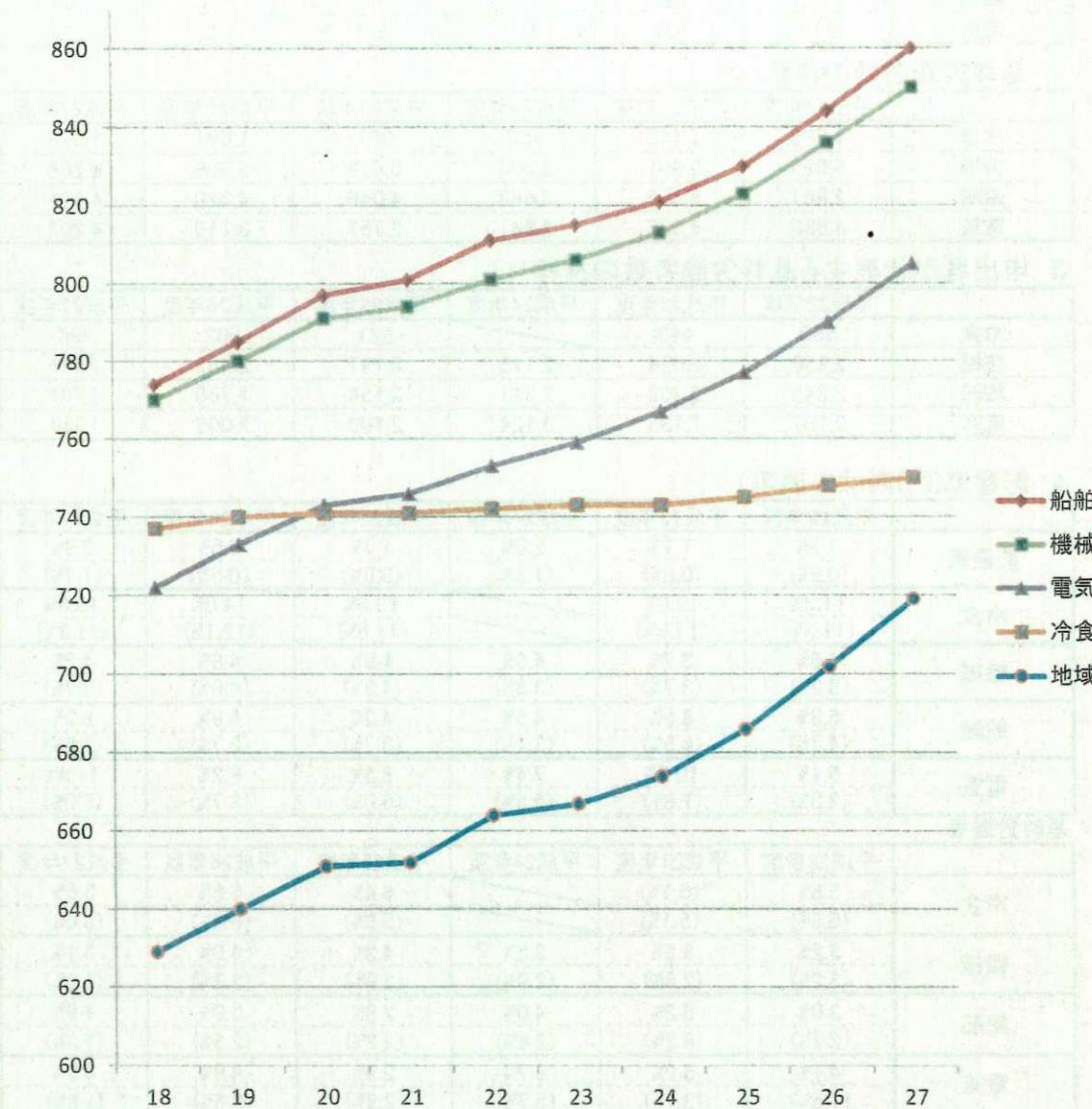
平成27年12月3日現在

業種	都道府県	前年度 決定額	改定最低賃金額			結審日
			決定額	引上額	引上率	
電気機械	北海道	794	804	+10	1.26%	10月1日
電気機械	青森	735	750	+15	2.04%	10月20日
電気機械	岩手	728	740	+12	1.65%	10月22日
電気機械	宮城	769	783	+14	1.82%	10月20日
電気機械	秋田	738	751	+13	1.76%	10月13日
電気機械	山形	753	767	+14	1.86%	10月19日
電気機械	福島	753	767	+14	1.86%	10月22日
電気機械	茨城					
電気機械	栃木	822	836	+14	1.70%	10月20日
電気機械	群馬	815	829	+14	1.72%	10月22日
電気機械	埼玉	859	874	+15	1.75%	10月1日
電気機械	千葉	859	872	+13	1.51%	10月20日
電気機械①(業務用)	東京	829				
電気機械②(電気機械器具)	東京					
電気機械	神奈川	890				
電気機械	新潟	822	838	+16	1.95%	10月22日
電気機械	富山	760	772	+12	1.58%	10月29日
電気機械	石川	781	795	+14	1.79%	10月27日
電気機械	福井	776	790	+14	1.80%	10月23日
電気機械	山梨	819	834	+15	1.83%	10月20日
電気機械	岐阜	804	815	+11	1.37%	10月16日
電気機械	静岡	836	851	+15	1.79%	10月21日
電気機械	愛知	837	852	+15	1.79%	10月15日
電気機械	三重	819	834	+15	1.83%	10月22日
電気機械	京都	853	867	+14	1.64%	10月27日
電気機械	大阪	840	860	+20	2.38%	9月28日
電気機械	兵庫	821	830	+9	1.10%	9月18日
電気機械	奈良	818	827	+9	1.10%	10月27日
電気機械	鳥取	743	753	+10	1.35%	10月21日
電気機械	島根	718	735	+17	2.37%	10月15日
電気機械	岡山	771	787	+16	2.08%	9月28日
電気機械	広島	796	813	+17	2.14%	10月30日
電気機械	山口	776	793	+17	2.19%	10月14日
電気機械	徳島	792	805	+13	1.64%	10月19日
電気機械	香川	790	805	+15	1.90%	10月13日
電気機械	愛媛	792	808	+16	2.02%	10月20日
電気機械	高知	750	756	+6	0.80%	10月21日
電気機械	福岡	821	837	+16	1.95%	10月5日
電気機械	佐賀	746	760	+14	1.88%	10月23日
電気機械	長崎	734	748	+14	1.91%	11月11日
電気機械	熊本	725	738	+13	1.79%	9月30日
電気機械	大分	735	749	+14	1.90%	10月19日
電気機械	宮崎	716	728	+12	1.68%	10月26日
電気機械	鹿児島	720	732	+12	1.67%	10月15日

(注)申出なし、必要性なし、申出取下げ又は諮問不適の場合は黒塗り

香川県の特定最低賃金の推移

資料No.8-1



年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
船舶	774	785	797	801	811	815	821	830	844	860
機械	770	780	791	794	801	806	813	823	836	850
電気	722	733	743	746	753	759	767	777	790	805
冷食	737	740	741	741	742	743	743	745	748	750
地域	629	640	651	652	664	667	674	686	702	719

特定最低賃金対象業種の状況

資料No.8-2

1 適用事業場数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	24	24	24	24	52	47
機械	329	342	300	291	281	339
船舶	75	196	210	200	211	158
電気	117	138	119	115	122	145

2 基幹労働者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	1,505	1,443	909	901	1,691	1,523
機械	5,595	6,081	6,503	5,619	5,509	6,268
船舶	2,867	2,852	3,688	4,046	4,320	4,471
電気	4,380	4,335	2,841	2,751	3,119	4,203

3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	550	493		521	502	496
機械	2,156	2,094	2,115	2,197	2,455	2,640
船舶	2,345	2,309	2,311	2,154	1,760	1,764
電気	2,107	2,135	2,124	2,100	2,009	1,938

4 影響率(()内は未満率)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
県最賃	1.7% (0.9%)	1.1% (0.8%)	2.0% (1.3%)	1.7% (0.8%)	3.5% (0.5%)	2.8% (1.7%)
冷食	11.3% (11.3%)	17.0% (17.0%)		13.8% (11.8%)	14.0% (12.1%)	13.6% (11.3%)
機械	4.6% (3.3%)	3.7% (3.7%)	4.6% (3.8%)	4.9% (4.3%)	4.8% (4.0%)	4.2% (3.7%)
船舶	6.3% (4.7%)	8.5% (8.5%)	4.5% (3.1%)	4.3% (3.7%)	4.9% (2.7%)	5.2% (1.5%)
電気	5.1% (2.3%)	10.2% (7.8%)	7.4% (5.5%)	8.3% (6.0%)	8.2% (3.7%)	11.9% (5.0%)

基幹労働者

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	5.5% (5.5%)	(5.1%) (5.1%)		6.4% (5.9%)	6.6% (6.4%)	3.5% (3.0%)
機械	3.2% (2.2%)	3.6% (2.6%)	3.5% (2.9%)	4.3% (3.9%)	4.0% (3.2%)	3.1% (2.6%)
船舶	3.0% (2.1%)	6.2% (6.2%)	4.0% (2.6%)	2.8% (2.2%)	5.0% (2.5%)	4.9% (1.3%)
電気	4.1% (1.5%)	5.0% (3.1%)	6.7% (5.7%)	2.9% (2.9%)	4.9% (2.5%)	8.0% (1.6%)

5 中位数(単位円)全労働者

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	900	818	867	857	888	877
機械	1,290	1,318	1,266	1,283	1,249	1,282
船舶	1,369	1,370	1,455	1,406	1,392	1,313
電気	1,297	1,136	1,152	1,181	1,190	1,196

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中賃目安(Cランク)	10	1	4	10	14	16
目安上積額	+2	+2	+3	+2	+2	+1
県最賃	12	3	7	12	16	17
冷食	1	1	0	2	3	2
機械	7	5	7	10	13	14
船舶	10	4	6	9	14	16
電気	7	6	8	10	13	15

香川県最低賃金

時間額

719円

17円UP

平成27年10月1日から

働くには、**最低賃金**
チエックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。
使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック!**最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saitechingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます!

最低賃金制度 検索

WEBで
チェック!



80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品

おと松さん

©赤塚不二夫／おと松さん製作委員会

最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

 厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

必ずチェック!**最低賃金** 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの

チェック方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。^(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ① 基本給(日給) \rightarrow (2)の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) \rightarrow (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

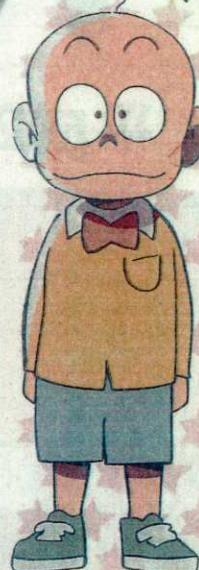
(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

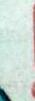
(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、

日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額(日額)

POINT



POINT



必ず
チェックだね。



あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!



リサイクル適性(A)
この回収箱は、回収箱の枠へ
リサイクルします。

(H27.9)